

## 国勢調査の抜本的見直しを求める意見書

統計法による指定統計調査として5年に一度行なわれている国勢調査は1920年（大正9年）に始まり今日に及んでいます。この間、「対面式」の調査方法等は基本的に踏襲されています。

市民のプライバシー意識や防犯意識の高まりのなかで、このような調査に対する不信感が広がり、また、オートロックマンションの増加やライフスタイルの多様化で在宅時間がまちまちであることなどから、調査票の配布自体がままならない事例や、調査協力を得られないことがあったほか、調査票の配布に回る調査員がストレスから調査票を燃やしてしまう事件や、調査員が途中で辞退する事例も報告されるなど、調査員が調査対象者へ個別に訪問して調査すること自体に困難さが際立っている現状にあります。

また、調査事項は統計法上では「人口に関する全数調査」とされながら、国勢調査令では「世帯員に関する事項」「世帯に関する事項」とし、氏名や男女の別、生年月日、世帯主との続柄等に留まらず、「在学、卒業等教育の状況」「就業時間」「所属の事業所の名称及び事業の種類」「仕事の種類」「従業上の地位」「従業地又は通学地までの利用交通手段」など多岐にわたり、かつ「世帯の種類」「家計の収入の種類」「住居の種類」「住居の床面積」「住居の建て方」など詳細に及んでいます。

調査結果については広く「行政施策の基礎資料作成に資するもの」とされているが必ずしも有用ではなく、むしろ他の指定統計調査等のなかでも把握できるものも少なくありません。

個人の自己情報コントロール権を保障しようとする個人情報保護のための法体系や自治体条例との不整合などの課題もでてきています。

以上のように、国勢調査は、調査される市民の側や調査員及び指導員など調査する側双方ともに過酷であり、自治体の負担があまりにも大きく、あわせてその原因には詳細な調査項目、記名調査があることも改めて明白になっています。

国においてもすでに「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」が設置され、調査方法、調査業務のあり方、調査内容等の検討を進め、7月までに「改善策の提案」をまとめるとしています。

昨年10月1日に行なわれた調査は簡易調査であったが、2010年実施予定の調査は大調査となることから、新宿区議会は、国勢調査のあり方について、調査方法はもとより、各調査項目の意義、必要性も含め、早急に抜本的に見直しをするよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成18年6月19日

新宿区議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣



あて